#### 平成25年度 予算執行状況をお知らせします

【問合せ】財政課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

収益的収支

資本的収支

事 業 슾 7億9,220万円

1,350 万円

3億6,807万円

740 万円

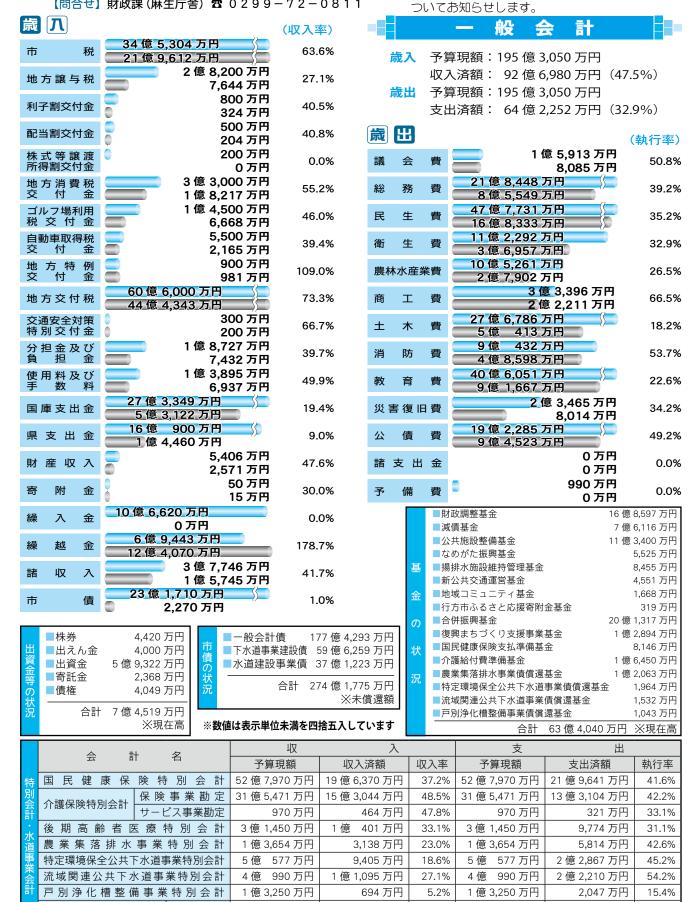
46.5%

54.8%

7億9,220万円

3億3,980万円

市では、市の財政がどのように運営されている かを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執 行状況のあらましについて年2回公表しています。 今回は平成25年9月30日現在の執行状況に



29.6%

50.1%

2億3,432万円

1億7,019万円

#### 《市公用車(消防自動車)を売却します》

#### 売却方法 条件付一般競争入札

【入札物品 1】

**名**:消防ポンプ自動車(CD-1)

排 気 量: 3.63L 初年度登録:平成1年9月 **車検満了日**:一時抹消予定

走行距離: 11,423km(平成25年10月15日現在)

最低売却価格:100,00円(税抜き)

【入札物品2】

名:水槽付消防ポンプ自動車(水1-A)

排 気 量: 7.12L 初年度登録:平成2年11月 車検満了日:一時抹消済

走 行 距 離: 1 3, 5 5 5 km (平成 25 年 10 月 15 日現在)

最低売却価格:150,00円(税抜き)

【入札物品3】

名:水槽付消防ポンプ自動車(水1-A)

排 気 量: 7.12L 初年度登録:平成3年11月

**車検満了日**: 平成 25 年 11 月 30 日

走行距離: 15,132km(平成25年10月15日現在)

最低売却価格:150,00円(税抜き)

【入札参加資格】

①個人の場合:行方市に住民基本台帳登録されている方

法人の場合: 行方市に事業所を有する法人

②市税に未納の税額がない方

【入札案内書】

配布日:11月1日(金)~11月20日(水)※土・日・祝日を除く。 午前9時~午後4時(ただし、正午から午後1時までを除く)

配布場所:麻生庁舎 財政課契約検査グループ

北浦庁舎 北浦総合窓口室 / 玉造庁舎 総合窓口課

【参加申し込み】 申込期間:11 月 1 日(金)~ 11 月 20 日(水)※土・日・祝日を除く。

午前9時~午後4時(ただし、正午から午後1時までを除く)

申込場所:麻生庁舎 財政課契約検査グループ

時:11月1日(金)~11月20日(水)※土・日・祝日を除く。 【物品公開】日

午前9時~午後4時(ただし、正午から午後1時までを除く) / 公開場所:麻生庁舎

【入札予定】日 時:11月28日(木) 午後1時30分 / 入札会場:麻生庁舎 別棟 会議室 ※ その他、入札参加申込方法、申込条件等があります。詳しくは『入札案内書』をご確認ください。

【問い合わせ先】 入札:財政課契約検査グループ(麻生庁舎・Tel 0299-72-0811) 物品:総務課防災交通グループ (麻生庁舎・Tel 0299-72-0811)

#### 子育て家庭必見! 行方市の子育てに関する情報を幅広くお届け!!

#### 《行方市子育で総合情報ページ「子育で 日 和」 がオープンしました》

#### ★『子育て日和』とは

「子どもの健診はいつあるの?」「保育所はどこにあるの?」など、子育て家庭の皆 さんが「知りたい!」と思う行方市の子育てに関する情報を一つにまとめたページで す。『子育て日和』は、行方市地域ポータルサイト『なめがた日和』の中にあります。

#### ①子育て新着情報

市役所からの子育 てに関する新しい 情報を随時お知ら せします。こまめ にチェックを!!

#### ②子育て関連情報 「子どもの年齢か ら探す」

お子様の年齢に応 じた健診やサービ スなどを探すこと ができます。

#### ③子育て関連情報 「ジャンルから探

『健診』『講座・教 室』などの目的カ テゴリーから探す ことができます。

#### ④保育園・幼稚園マップ 市内の保育所・幼 稚園の情報を地図 上から探すことがで きます。開園時間

や保育内容などもこ こからチェック!





スマートフォンにも対応! どこからでも簡単アクセス♪

http://namegata.mypl.net/namegata\_kosodate/ (PC・スマホ) 行方市企画政策課(麻生庁舎) http://namegata.mypl.net/namegata\_kosodate/m/ (携帯)

#### 【お問い合わせ先】

TEL 0299-72-0811 株式会社フューチャーリンクネットワーク行方オフィス TEL 0299-95-9230

#### 野外焼却(野焼き)は禁止されています!

廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除き【廃棄物の処理および清掃に関する法律第 16 条の 2 】で 禁止されており、違反者には『5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれを併科』が科されます。 ただし、次の焼却行為は例外として認められています。

#### ○焼却行為の例外

例外として認められる焼却行為	具体例	
1. 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為	「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第 12 条の規定により、県知事の許可を受けた特定小型焼却炉	
2. 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却	消防防災訓練による焼却、炊き出し、災害時の木くず等の 焼却	
3. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却	どんど焼き、かがり火、たいまつなど	
4. 教育活動の一環として行われる焼却行為	キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯 ごう炊飯による焼却など	
5. 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものと して行われる焼却行為(ゴム、合成樹脂および合成繊維 または廃油の燃焼を含まないものに限る)	農業者が行う稲わら等の焼却 (廃ビニールの焼却は不可)	
6. たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる燃焼行 為であって軽微なもの(ゴム、合成樹脂および合成繊維 または廃油の燃焼を含まないものに限る)	落ち葉焚き (一般家庭から出る生活ごみは不可)	

野焼きは、煙やにおいなど周囲に迷惑がかかるだけでなく、有害なダイオキシン類が 発生する恐れがあります。上記 1 ~ 6 の例外行為であっても、近隣の方に迷惑をかける ような焼却行為はできるだけ控えるようお願いします。



263人となっており、

玉

民健康保険の加入者については、

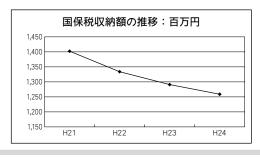
齢化となっています。

市では苦情があった場合、訪問して焼却の即中止あるいは改善指導を行い、みだりに 焼却しないよう指導しています。

お願いします。

#### 国保加入者数の推移(年度平均):人 17.000 16.500 16,000 15,500 15,000 14,500 H24

#### 一人当たり医療費額の推移:円 250,000 245 000 240.000 235.000 230,000 225,000 H22 H23 H24



#### **\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\***

ています。

ます。 また、 受け、 療の 円を超えています。 柱ですので、 方 進歩による費用の増加は、

円となっています。平成18年から税率の変更はしていません 人一人が元気なうちに健康に気を配り、年に一度は健診を 収納率に大きな変化はありませんが、 加入者の減少に伴って少しずつ収納額合計が減少してい 平成24年度は約24万8千円となっています。 国民健康保険税については平成24年度で約12億7千万 病気の早期発見・早期治療をしていくことが必要です。 人当たりの年間医療費については毎年増加してお 納期内納付について加入者の皆さまのご理解を 国民健康保険税は医療費支払財源の大黒 やむを得ない面もありますが、 未収金の累計は4億 高齢化や医

### 玉 民健 康保険の状況

険制度へ移行するため、近年は毎年400人程度の減少となっ

また、75歳になると後期高齢者医療保

年齢構成は0歳以上が多く、

平 成

24 年

度

で15 少子高

#### 税金 のか知らせ

#### 今日の税金

固定資産税 第4期 国民健康保険税 第5期 納付期限 (口座振替日) は 12 月2日です。

#### 市税の未納者には滞納処分を行います

市では、市税の納期限を過ぎても未納のままの滞納者に、督促状 や催告書を送付し納税を促しています。それでも納付しない場合に は、積極的に滞納処分を行います。

滞納処分とは、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、やむ を得ず財産(不動産、動産、預貯金、給与など)を差押えて換価処 分し、未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納付できない場合や、督促状・催告書が届 いたときは、お早めにご連絡・ご相談ください。

#### ○滞納処分の手順はおおむね次のとおりです

#### ①督促状の送付

納期限を経過し20日 以内に督促状を送付 納付がない します。(督促手数料 100円がかかります)

#### ②催告書の送付

さらに自主納付を促 すために、催告書を 納付がない 送付します。

#### ③財産調査の実施

不動産、動産、金融機 関(預貯金)、勤務先(給 与)、取引先等に対する 調査を行います。

#### 予告通知等

#### ⑤換価(公売)等の実施

差し押さえた財産を売 却(公売)し、または債 権(預貯金、給与、生 命保険等)を取り立てて、 市税に充てます。

#### 納付がない

地方税法および国税 徴収法の規定に基づ き、差押を行います。

④差押の実施

#### 分 納

滞納税は一括納付が原則ですが、一括納付ができない場合には、債務承認および納税誓約していた だいた上で、滞納者の生活状況に応じて1回の金額を設定して納付回数を増やす(原則1年以内) など、分割して納税する方法があります。

#### 問い合わせ 収納対策課(麻生庁舎) 🕿 0299-72-0811

### 11月は

## 児童虐待防止推進月間です

☎0299(55)0111社会福祉課 子育て支援室(玉造庁舎)

○緊急なときは、以下の機関へ通報してください。は、以下の機関へ通報してください。

○緊急でないとき すぐに警察へ110番通報してください。 子供に危害が加えられている場合は、

待ホットライン」へ連絡してください。 児童相談所や市役所、「いばらき虐

**3**0291-33-4111 (代) 福祉相談センター庭行児童分室(鉾田)

後5時15分 - 月曜から金曜 午前8時30分から午

ライン」へ転送されます。 談所閉庁時には、「いばらき虐待ホット土・日曜日、祝日、夜間等の児童相

**80293 - 22 - 0293いばらき虐待ホットライン (24時間対応)** 

## 児童扶養手当の額

**☎**0299 (55) 0111 会福祉課 子育て支援室 (玉造庁舎)

児童扶養手当額について、平成12年度以降、物価下落時に据置き措置が (1.7%)については、年金と同様に、 平成25年度から27年度までの3年間で 解消することから、平成25年10月分以 解の児童扶養手当額については、0.7%引き下がることになります。 それに伴い、次のとおり改定される それに伴い、次のとおり改定される

# 児童扶養手当の額(対象児童1名の月額)

○改定前(平成25年9月分まで)

全部支給 41,430円

41, 420円~9, 780円

○改定後(平成25年10月分から)

全部支給

4 1, 140円

は3,000円ずつ加算されます。2人目は5,000円、3人目以降一部支給 41,130円~9,710円

月分からが改定後の額になります。は、平成25年12月の支給額のうち、10

## 行方市子ども・子育て会議

会福祉課 子育で支援室 (玉造庁舎)

ただける委員を募集いたします。とないではる委員を募集いたします。楽しく子育てができるよう事業計で支援について幅広くご議論いただき、楽しく子育でができるよう事業計で支援について幅広くご議論いただ

## **【募集人数】** 2人

年10月1日現在で20歳以上の方(1)行方市内にお住まいで、平成25【応募資格】 次の要件のすべてを満たす方

- (3) 平日の会議(昼間)に出席できる方(2) 0歳から小学生のお子さんの保護者
- (5)国家公務員または地方公務員で(4)市税や保育料などの滞納がない方

(平成25年度は3回程度)

日まで 日まで 日まで 31 ない方

### 【応募方法】

### 【応募先】

○住~

子育て支援室(玉造庁舎) 404 行方市役所 社会福祉課 〒311‐3512 行方市玉造甲

○Eメール

name-shakaifukushi®city namegata.lg.jp ○FAX 0299-36-2610

[**募集期間]** 11月1日(金)から11月1日(金)



## 子ども・子育て会議の役割

設定(1) 教育・保育施設の利用定員の

設定(2) 地域型保育事業の利用定員の

業計画(仮称)の策定(3) 行方市子ども・子育て支援事

(4) 子ども・子育て支援に関する施設の実施状況を調査審議する施策の総合的かつ計画的な推進

#### 行方市への定住を希望する方に市有地を販売します

#### 問・申 企画政策課(麻生庁舎)TEL 0299-72-0811 FAX 0299-72-2174

定住支援策の一環として、行方市内外の居住を問わず、行方市へ定住を希望する方に粗毛地内の市有地を販売します。買受資格や販売条件などの詳細については、お手数でも企画政策課までお問い合わせください。

#### ■ 販売を行う分譲地の概要

・区画数: 4区画 ・容積率等: 容積率 200%、建ペい率 60%

・主要設備:公営上水道、公共下水道、電気(東京電力)、ガス(個別プロパン)

•周辺施設:JR鹿島線「潮来駅」約 9.1km 麻生小学校 約 2.1km 麻生中学校 約 7.8km

スーパー「セイミヤ」車で約9分 なめがた地域総合病院 車で約20分



分譲地番号	所在	地目	面積	価格
分譲地C	麻生字丸塚 1351 番 25	宅地	258.74㎡(約 78.4 坪)	1,369,100 円
分譲地D	麻生字丸塚 1351 番 26	宅地	265.26㎡(約 80.3 坪)	1,146,500 円
分譲地E	麻生字丸塚 1351 番 27	宅地	254.03㎡(約 76.9 坪)	914,800 円
分譲地F	麻生字丸塚 1351 番 28	宅地	246.07㎡(約 74.5 坪)	936,500 円

※移住や子育てなどを支援するための価格設定となっているため、租税公課とは異なります。

#### ■ 買受申込ができる主な資格

- ・世帯に年齢が満20歳以上45歳以下の夫婦が含まれていること。
- ・自ら居住する住宅を建築するために宅地を必要としていること。
- ・住宅建築後は分譲所在地に住民登録し、かつ、10年以上登録すること。
- ・市税等に滞納がないこと。

#### ■ 買受申込方法

- ・申込期間:11月1日(金)から11月20日(水)まで
- ・受付時間:月曜日から金曜日(祝日は除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・そ の 他:申し込みは、原則として一世帯一区画です。同区画に2人以上の申し込みがあった場合は、公開抽選により決定します。
- ※ このほかにも資格や販売条件があります。詳細については、お手数でも企画政策課までお問い合わせ、または市公式ホームページをご覧ください。



※平成25年8月30日から特別警報の運用が開始されました。